

1. 件 名：排気筒モニタ検出上限時の緊急時活動レベル（EAL）判断について

2. 日 時：令和元年12月12日 10:02～11:00

3. 場 所：原子力規制庁3階 ERC

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

児玉企画調整官、宮地防災専門官、岡村係長

日本原燃株式会社

再処理事業部 放射線管理部 副部長 他6名

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

放射線管理部放射線管理第2課 技術副主幹 他3名

国立大学法人京都大学

複合原子力科学研究所 安全管理本部長 他1名

5. 要 旨

原子力規制庁から、第4回緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合（令和元年9月11日）を踏まえ、排気筒モニタの検出上限値が敷地境界 $5\mu\text{Sv/h}$ 相当を大幅に下回る施設に対し、対応の検討状況を確認した。

- ・放射能の測定について、当該施設で想定される事象を考慮し、高警報を確認後、現場で濾紙を直接測定、その累積値で判断（日本原燃株式会社、日本原子力研究開発機構）
- ・判断基準となる値の適正化（日本原燃株式会社、京都大学）
- ・測定器のレンジの切替え、可搬型測定器による測定（京都大学）

なお、日本原子力研究開発機構は、放射線の検出方法及び施設ごとに想定される事象に応じた対応方法について継続検討するとのことだった。

各社とも、対応手順の策定等を進め、原子力事業者防災業務計画の修正の検討を進めるとの回答があった。

6. その他

配布資料：資料1 廃棄物管理施設の換気筒からの放射性物質放出に係るEAL 通報基準について（日本原燃株式会社）

資料2 排気筒モニタの測定上限値を超えた場合のSE/GE02の判断方法について（日本原子力研究開発機構）